

議 事 録

第 24 回 定 例 総 会

令和4年7月11日

太田市農業委員会第24回定例総会議事録

開会日時 令和4年7月11日（月） 午後2時
閉会日時 令和4年7月11日（月） 午後2時44分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
(9人) 大澤主任 青木主任 松井主任 小島主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

協議事項 (1) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）に
ついて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第24回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はありません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、8番 中村博正委員 と 10番 新井章夫委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は14件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数14件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 田 488 m²、営農型太陽光発電施設として活用したい。

2番 古戸町の土地 畑 1,725 m²、営農型太陽光発電施設として活用したい。

3番 古戸町の土地 田 974 m²、営農型太陽光発電施設として活用したい。

4番 古戸町の土地 田 485 m²、営農型太陽光発電施設として活用したい。

5番 古戸町の土地 田 551 m²、営農型太陽光発電施設として活用したい。

6番 西長岡町の土地 畑 362 m² 外1筆 計 461 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

7番 西長岡町の土地 畑 348 m² 外1筆 計 447 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

8番 新田赤堀町の土地 田 1,514 m²、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。

9番 新田市町の土地 畑 836 m²、営農型太陽光発電施設として活用したい。

10番 上小林町の土地 畑 581 m²、譲渡人から借りていたが取得して経営基盤を広げたい。

11番 上小林町の土地 畑 290 m²、農地を譲受け経営規模を拡大したい。

12番 新田上江田町の土地 畑 1,124 m²、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。

13番 新田上江田町の土地 畑 833 m²、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。

14番 新田上江田町の土地 畑 1,303 m²、売電事業拡張のため設備投資を行い、農地を活用して優良農地を保全したい。

議案第1号、6番、7番、10番、11番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

1番から5番、8番、9番、12番から14番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

なお、番号1番から5番、8番から9番、12番から14番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものといたします。

それでは、番号6番から7番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 6番、7番について、申し上げます。

この2件につきましては、相続によって得た土地を管理し切れなくなったので、実家の相続人に贈与によって戻す、そういう案件でございます。当然、現状も畑でございますので、何の問題もなく、許可相当という結論を得ましたので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号6番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号6番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番から7番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号10番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、第2地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 7番 委員 10番、11番につきましては、当地区協議会で調査した結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当ということで意見決定をいたしました。
よろしく願います。
- 3番 委員 第2地区より、調査した結果を申し上げます。
番号10番、譲受人は新田地区にある農地所有適格法人です。譲渡人から借りていたが、取得して経営基盤を広げたい。譲渡人は、高齢で農地の管理ができないので譲渡したいということです。
11番ですが、10番とほとんど同じでありますので、省略させていただきます。
調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと意見決定しました。
再度審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会及び第2地区協議会より、番号10番から11番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号10番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号10番から11番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 矢田堀町の土地 715 の内 114.33 m² 外2筆 計 2,271 の内 211.61 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未滿にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。通路用地として転用するものです。

2番 新田村田町の土地 89 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅・農作業場用地として敷地拡張するものです。

3番 新田上江田町の土地 2,015 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員

これは昭和30年頃から、農地にもかかわらず、農地法の許可を得ないで通路として使用していたものです。これは文書を1枚取りまして、是正をするということにさせていただきたいと思います。また、これとの関連は別途またご説明します。以上、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番から3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番 委員 番号2番につきましてご説明します。

2番につきまして、当第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、許可を得ずに農家住宅の作業場等を敷地の一部として使用していたことが分かりました。そのため、これを是正するものであります。第5地区としては問題ないという判断でございますが、再度ご検討をお願いいたします。

5番 委員 続きまして、報告いたします。

番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請地は地盤が低く水がたまり、耕作ができないため、かさ上げをし、畑利用できるようにする農地改良の申請であります。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番から3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は30件です。

事務局より提案をお願いいたします。

提出件数 30 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 古戸町の土地 2,532 m²、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

2 番 古戸町の土地 618 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備設置用地として転用するものです。

3 番 古戸町の土地 488 の内 0.423 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

4 番 古戸町の土地 1,725 の内 0.776 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

5 番 古戸町の土地 974 の内 0.531 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

6 番 古戸町の土地 485 の内 0.441 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

7 番 古戸町の土地 551 の内 0.395 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

8番 矢場新町の土地 0.51 m² 外1筆 計441.51 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 398 m²、農地区分は、「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武小泉線竜舞駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 460 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 東今泉町の土地 298 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 矢田堀町の土地 12 m² 外1筆 計127 m²、農地区分 第二種、通路用地として転用するものです。

13番 矢田堀町の土地 319 m²、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 富若町の土地 758 m² 外1筆 計993 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

15番 原宿町の土地 168 m² 外3筆 計1,089 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

16番 原宿町の土地 535 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

17番 西長岡町の土地 301 m² 外1筆 計535 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

18 番 天良町の土地 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

19 番 大鷲町の土地 2,062 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

20 番 尾島町の土地 991 m² 外 5 筆 計 5,871 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

21 番 新田赤堀町の土地 1,514 の内 10.96 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

22 番 新田小金井町の土地 291 m²、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天廃車置場用地として転用するものです。

23 番 新田市野井町の土地 274 m²、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

24 番 新田市町の土地 836 の内 0.549 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

25 番 新田市野倉町の土地 1,661 m²、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

26番 新田上江田町の土地 1,124の内7.12㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

27番 新田上江田町の土地 833の内6.26㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

28番 新田上江田町の土地 1,303の内10.54㎡、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

29番 藪塚町の土地 81㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

30番 大原町の土地 7,646㎡、農地区分 第一種、「第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号3番から7番につきましては、議案第1号番号1番から番号5番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告をお願いします。

17番委員 番号1番と2番は申請内容が同一なので、併せて報告させていただきます。

規模を拡大していこうというような形であります。

6番 委員 ありがとうございます。

13番 委員 営農型ということであるわけですから、サカキとドクダミというのは、サカキの中にドクダミを育てていくのか、まるつきりサカキはサカキ、ドクダミはドクダミというふうな栽培形態を取るのか、その栽培形態をもう少し詳しくお答え願いたいと思います。

事務局 今回の申請に関しては、もともと田んぼであった場所に関してはドクダミを栽培するということになっていまして、畑の場所に関してはサカキを栽培するような形になっていまして、同じ農地のところに2種類の作付をするわけではなく、それぞれの申請地で、ここはドクダミ、ここはサカキというふうに作物を分けているような形になります。以上です。

13番 委員 分かりました。

9番 委員 太陽光のことなのですが、今回の1番、2番の譲受人も他県の人ですよ。今までにも遠方の方から譲り受けて、太陽光発電をとというのはあったと思うのですが、雑草等の問題で何か苦情が出たり、問題があったりしたことはあるんですか。遠方の方だと、頼んでしまうということが圧倒的に多いと思うんですけれども、今まで何かそういう問題が起きたことはないんですか。

事務局 特にありません。以上です。

議長 9番委員、よろしいですか。

9番 委員 はい、結構です。

議長 それでは、ご質問も終わったようですので、採決いたします。番号1番から7番及び議案第1号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から7番及び議案第1号番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から16番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番 委員 8番について報告いたします。
譲受人は借家に住んでおり、資金の都合もついたので、現在、居住しているところから近い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいという

- ことでございます。譲渡人は、譲受人の希望により申請地を売却し、生活費に充てたいということでございます。よろしく願いいたします。
- 1 番 委員 続きまして、9番、10番を報告したいと思います。
- 9番、10番は一般住宅用地です。申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いします。
- 6 番 委員 11番から13番までご説明します。
- 11番は、実家に二世帯で住んでおり、お金ができたので、申請地を父親から借りて自己の住宅を建築したいということであります。
- 12番は、先ほどの議案第2号番号1番と同一の申請人で、昭和30年頃から農地を道路に使っていたんですが、これらを含め、隣地の畑を買い取りまして、併せて農業を行うために通路用地として転用したいということでございます。
- 3番目は、かつて許可した案件の隣の場所に一般住宅を設けようということでございます。
- それぞれ関係各条に照らし、問題ないと思いますので、再度ご検討のほどよろしく願いいたします。
- 4 番 委員 4番より、14番から16番を説明いたします。
- 14番は、転用目的は露天駐車場でありまして、周辺の概要は、北側が国道になっておりまして、西側は市道、したがって、この周辺についての農地には影響がないので、一応、許可相当と決定いたしました。
- さらに15番ですけれども、15番、16番も露天資材置場ということで、転用目的になっております。この両農地についても営農条件には支障はありません。ただ、資材置場用地ということなので、東と南側に田がありますので、営農条件に支障がないように留意するように特記事項としては記しておきました。以上、許可相当と判断しましたので、再度の審議をよろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号8番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号8番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号8番から16番を許可とすることに決定

いたします。

議長 続いて、番号 17 番から 19 番について、第 3 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2 番 委員 3 件について説明します。
まず、17 番でございますが、太陽光発電の設置用地ということですが、現地を確認いたしました。これは昔の桑畑で、現在、山林化している傾斜地でございます。周りについても全て山林化しておりますので、利用価値は高いと思います。問題なく許可相当という結論を得ました。18 番につきましては、集落内農地でございます。父から借り受けたところに住宅を建てたいということでございますので、集落内農地、周りの農地にも特に支障はありませんので、許可相当という結論になっております。
19 番についても、先ほどと同じように昔の桑園の傾斜地でございます。周りは山林化しておりますが、ここに以前から譲受人がバイオマス発電のための植林をしたいということで土地を増やしているところでございます。現地については、●●●●●●のすぐ下の傾斜地でございますので、これも有効利用というふうな判断をいたしまして許可相当という結論を得ました。
3 件とも同様の結論でありますので、再度ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま、第 3 地区協議会より番号 17 番から 19 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 17 番から 19 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 17 番から 19 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 20 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 5 番委員 当地区協議会で調査した結果、周辺農地への支障もないということで、

許可相当といたしました。
再度の審議をよろしく願います。

議長 　　ただいま、第4地区協議会より番号20番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 　　なし。

議長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）

議長 　　全員賛成でありますので、番号20番を許可とすることに決定いたします。

議長 　　続いて、番号21番から28番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号21番と24番、26番から28番につきましては、議案第1号番号8番と9番、12番から14番の農地法第3条の区分地上権について併せて報告願います。

19番委員 　　21番について申し上げます。
番号21番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、太陽光の下で農地でブルーベリーを作付する計画であり、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。また、議案第1号8番の区分地上権の設定については、番号21番の営農型太陽光発電施設用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

7番委員 　　続きまして、22番から25番まで説明いたします。

番号22番から25番につきましては、第5地区協議会で許可基準チェックリストに基づきまして調査した結果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。

なお、番号24番につきましては、大型営農型太陽光発電に伴う一時転用の申請ですが、下の農地につきましてはサカキを作付する予定だと聞いております。

また、議案第1号9番の区分地上権の設定については、番号24番の営農型太陽光発電施設用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のた

め、併せて許可相当と意見決定をいたしました。

再度の審議をよろしく願います。

5番 委員

番号26番から28番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、太陽光の下部農地でブルーベリーを作付する計画であります。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。また、議案第1号12番から14番の区分地上権の設定については、番号26番から28番の営農型太陽光発電施設用地の一時転用が許可されたときに伴う設定のため、併せて許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長

ただいま、第5地区協議会より、番号21番から28番及び議案第1号番号8番と9番、12番から14番の農地法第3条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

4番 委員

自分は最後にちょっと質問をしようかなと思ったんですけども、太陽光の申請が結構多いんですね。事務局に伺いますけれども、この太陽光の申請の場合も、それぞれの農業委員さんに許可チェックリストを出しますけれども、太田市で太陽光の環境問題も、一時、太田市としてチェックをしましたね。あれは同時添付しているんですか。だって、決めたでしょう。太田市農業委員会で環境のものの協議をしたでしょう。それは全部、担当している太陽光のものはチェック、添付して併せて出しているんでしょう。

事 務 局

同意書を頂いているものに対しては、各担当委員のほうにもその同意書をコピーして送付をさせていただいております。

4番 委員

その様式というのは、私は見ていないんですけども、そういうものができているんですね。一応太田市で決めているからね。それを併せて添付するようにお願いしたいと思います。以上です。

6番 委員

事 務 局

今の同意書というのは、同意書がない案件もあるという意味ですか。お答えいたします。前回の太陽光の関係での同意書というのは、営農型太陽光ではなくて、通常の野立ての場合も含まれていたと思うんですけども、その場合は同意書というのは必須ではなかったと思うんですが、営農型太陽光に関しては周辺が農地であることが多いので、農地の耕作者の方に対して、または所有者の方に対して、背が高い太陽光で光の関係もありますので、太陽光パネルの隣接地の方の同意をいただいているような状況でございます。

- 6番 委員 ありがとうございます。
- 議 長 それでは、採決したいと思います。
番号21番から28番及び議案第1号番号8番と9番、12番から14番
を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、番号21番から28番及び議案第1号番号8
番と9番、12番から14番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号29番から30番について、第6地区協議会の調査した意
見結果を報告願います。
- 11番委員 29番と30番についてご報告させていただきます。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告
いたします。
最初に、29番は、自宅の敷地が狭くなって、家族の車を止めるスペ
ースが不足しているために申請地を妹から贈与を受け、拡張するもの
です。現在の宅地と一体利用をするということです。
続きまして、30番は、譲受人は運送業を営んでおり、露天資材置場が
不足し、さらに本社内に倉庫を建築するため、トラックの駐車場を確
保するために申請地を取得するものです。
29番、30番ともに現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問
題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号29番から30番について報告があ
りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号29番から30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、番号29番から30番を許可とすることに決
定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴
取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農
業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付する

ことといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した6月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、38件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、8件提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、18件提出されております。
それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご質問等もないようですので、続いて、協議事項(1)令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、別紙のとおり公表したいので、決定を求めます。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 それでは、説明に入る前に訂正をお願いしたいと思います。3ページ目、Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進、3の目標達成に向けた活動の活動実績の中で、太田市担い手育成総合協議会新規就農支援部会とありますが、太田市担い手育成総合支援協議会新規就農支援部会と支援が入りますので、訂正をお願いします。
それでは、太田市農業委員会におきまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を公表する必要があるため、別紙資

料のとおり（案）を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

I、農業委員会の状況につきましては、農業の概要、農業委員会の現在の体制について記載されております。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、集積実績3,850haのうち12haが新規に集積をされました。

IIIの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度は参入目標、2経営体のところ3経営体が参入いたしました。参入実績面積は1.2haです。

IV、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、農地パトロールなどにより、17.9haの遊休農地を解消することができました。

V、違反転用への適正な対応につきましては、昨年度の違反転用面積は2.7haでした。引き続き、再発防止、指導等の取組を行っていきたいと思います。

VIの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、昨年度の農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等についての件数及び内容について記載されております。

VIIの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませんでした。

VIIIの事務の実施状況の公表等につきましては、総会等の議事録や活動計画の点検・評価の公表方法と農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出について記載されております。

以上で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の公表についての説明を終わります。

なお、今年度におきましては提出が例年よりも遅れてしまいましたが、来年度以降は迅速に早目に提出したいと思っておりますので、ご協議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議	長	ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 事務局提案のとおり、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について原案どおり決定し、公表いたします。
以上で第24回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和4年7月11日（月） 午後2時44分